

令和3年2月

臨時教育委員会会議録

十日町市教育委員会

## 令和3年2月臨時教育委員会会議録

### 1 開催日時、会場

令和3年2月5日（金） 10時00分～11時30分  
十日町市川西支所 1階 地域活動室

### 2 出席

蔵品泰治教育長、佐藤美佐子委員、庭野三省委員、浅田公子委員、廣田公男委員

### 3 説明のため出席した者

子育て教育部長（樋口幸宏）、文化スポーツ部長（金澤克夫）、生涯学習課長（鈴木規幸）、生涯学習課長補佐（樋口具範）、スポーツ振興課長（庭野日出貴）、情報館長（長谷川智）

### 4 会議の内容

#### （1）会議録署名委員の指名

署名委員：庭野委員、廣田委員

#### （2）議決事項

##### ① 議案第1号 十日町市公民館条例の一部を改正する条例案修正の承認について

蔵品教育長

- ・議案第1号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・使用料の表にある金額は、市町村合併以来変わっていないと思うが、条例に示すにあたりどのような検討をされたのか。この表にある金額で使用した団体がどのくらいあったのか。

鈴木生涯学習課長

- ・段十ろうのホールは除いて、主要公民館が11館ある。吉田と中里は使用実績がない。その他の総合計であるが、526件で2,417,520円の利用があった。中央公民館は、41万円で、利用が多いところは、ホールがある川西公民館が374件で約170万円である。ホールと公民館を分け、平成30年度の比率で算出すると、約90万円がホールで、約80万円が公民館となる。川西公民館はコミュニティセンターということもあってか、中央公民館の2倍ほどの利用がある。松之山公民館は、18件で10万円、下条公民館は16件で12万円である。他の公民館は、2万から3万円という状況である。これは、減免せずに使用された件数と金額である。

廣田委員

- ・減免しないで使用するという団体はどういう団体なのか。

鈴木生涯学習課長

- ・下条では学習塾、中央公民館では個人利用でバンド練習などである。川西については、3倍の規定が以前からあったため、商業等で利用されていた。松之山では農協

や建設組合などが会議等で利用している。

廣田委員

- ・商業関係というのは、あり方検討委員会の考え方ではどうなっていたか。

鈴木生涯学習課長

- ・30%減免であったがそれを無くして、新たに商品の販売、展示、商業宣伝などの営利の場合、3倍とする規定を加えた。今後は、各公民館でも川西公民館のように3倍の使用料を収入することが見込める。

(以上の質疑のあと決定した)

② 議案第2号 十日町市越後妻有文化ホール条例の一部を改正する条例案修正の承認について

蔵品教育長

- ・議案第2号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

庭野委員

- ・具体的には、ホールで入場料を徴収して講演会を行った場合は、営利になるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・営利として想定するのは、興行イベントであり、例えば県内のテレビ局などが3～5千円程度の入場料を徴収して行うものなどを考えている。過去には、歌手の興行で3倍、放送局がスタッフのみの使用で1.5倍というものもある。六日町や小出郷のホールは1200席程度あるため、入場料収入が多額になり興行が成り立つが、段十ろうは700席満席でも興行的には難しい部分がある。千手中央コミセンコミュニティセンターや情報館は、200席程度のため興行はほぼないと考えている。

廣田委員

- ・アーティストラウンジは、他の会館にない作りだと思うが、使用料金をいただくことに他市からの利用者が戸惑うのではないか。

鈴木生涯学習課長

- ・前回の教育委員会で説明したとおり、ホールを使用する際にはアーティストラウンジを通るため、通路として使用することに対しては使用料を徴収しない。ステージへの出待ちの場所になるため、無料で使えると考えて構わない。単独で使用する可能性を残したということである。

廣田委員

- ・申込書に詳しく書いてあるのか。知らないで料金を支払っていることはないか。

鈴木生涯学習課長

- ・ホール使用の場合は、これまでも使用料を徴収していないことは、担当者から確認している。

廣田委員

- ・アーティストラウンジで販売等をするのではないと思う。使用料の表から除いて、単独では使用できないとしていいのではないか。

鈴木生涯学習課長

- ・先ほどの説明のとおりである。ご理解いただきたい。

(以上の質疑のあと決定した)

③ 議案第3号 十日町市千手中央コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案  
修正の承認について

蔵品教育長

- ・議案第3号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑等なく決定した)

④ 議案第4号 十日町市松代総合センター条例の一部を改正する条例案の承認について

蔵品教育長

- ・議案第4号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

庭野委員

- ・講演会では、講師の著書等を並べて販売することがあるが、営利とみるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・事例としては、ホールイベントでホールの外で関連グッズ等を販売する場合は、お互いの契約により売り上げの5%を納めていただく方法をとっている。

蔵品教育長

- ・使用料の規定ではなく、館内で販売をする場所の賃貸として売り上げの5%ということである。

廣田委員

- ・例えば講師が、その時の講演に関する著書を販売し、読むと講演内容がよく分かるという趣旨であればいいと思う。自分がこれまでに著作販売した本を全部並べて販売するのは営利になると思う。歌手についても同様だと思う。

庭野委員

- ・講師の主張を理解してもらうには、著書を読むことが良いと思う。しかし、販売は一切禁止という会場もある。

鈴木生涯学習課長

- ・使用料の3倍というよりは、ホワイエで販売して売り上げの5%を双方が納得の上で納めるということの方が、可能性はあると思う。

蔵品教育長

- ・教員等を講師としての講演ということでは、学校教育または社会教育の一環としてのホール使用料があり、それ以外に講師の著書の販売が営利という考え方にはならないということである。

佐藤委員

- ・ある方の講演の際は、Tシャツやグッズなども販売して盛況であったが、そういう場合はどうなるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・近隣の会館ではTシャツやCDなどを販売した場合は5%としていた例があり、段十ろうでは、近隣と揃えるという考え方であるが、旧市民会館ではそうはしていなかったようである。

蔵品教育長

- ・その時々状況判断で対応することになると思う。

庭野委員

- ・個別の具体的なものは、一律に決められないかも知れない。

(以上の質疑のあと決定した)

⑤ 議案第5号 十日町市松之山自然休養村センター条例の一部を改正する条例案の承認について

蔵品教育長

- ・議案第5号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・6時から7時半までの場合は2時間となるが、6時半から7時半までの場合は1時間となるのか。その場合は管理ができるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・申し込みには、何時から何時となっており、これまでは、午前は1団体のみということであったものが、大きな変更となるため、十分注意して事務を行わなければならないと考えている。

廣田委員

- ・例えば、6時半から8時半まで使用する団体があり、8時から使用したい団体があった場合に、前に使用する団体に30分早めて6時から8時にすれば、両方の団体

が使用できる状況になると思うが、そういう調整をするのか。

鈴木生涯学習課長

- ・時間を調整することは考えていない。申し込みされている時間を除いた時間帯での利用を申し込んでいただくものと考えている。ただし、定期利用については、調整が必要な場合が考えられる。

(以上の質疑のあと決定した)

⑥ 議案第6号 十日町情報館条例の一部を改正する条例案の承認について

蔵品教育長

- ・議案第6号を上程し、事務局の説明を求めた。

長谷川情報館長

- ・資料に基づき説明

庭野委員

- ・視聴覚ホールを教員の団体が使用することがあるが、今後は料金が必要となるのか。

長谷川情報館長

- ・十日町市内と津南町を含む広域で、学校が利用する場合は料金を徴収していない。今後もそのような考え方である。

浅田委員

- ・読み聞かせのボランティアグループが、話し合いなどをする場合はどうなるのか。

長谷川情報館長

- ・情報館業務の中に読み聞かせがある。様々な団体が読み聞かせを行っており、部屋を使用されているが、無料としている。

浅田委員

- ・情報館での読み聞かせではなく、市内の小学校での読み聞かせを実施している団体はどうなるのか。

長谷川情報館長

- ・子ども読書に関りがあることで、情報館での読み聞かせと同じようなことを市内の小学校で行うということであるため、読み聞かせの団体については料金を無料とする方向で考えている。

(以上の質疑のあと決定した)

⑦ 議案第7号 十日町市体育施設条例の一部を改正する条例案の承認について

蔵品教育長

- ・議案第7号を上程し、事務局の説明を求めた。

庭野スポーツ振興課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・公民館は、公民館あり方検討委員会の審議を経ているものだが、どういう経緯でこの改正となったのか。

庭野スポーツ振興課長

- ・関係団体と個別にヒアリンクをしたうえで、1月14日にスポーツ推進審議会に提案したところ、特に反対等の意見はなく、概ね了承いただいたと理解している。また、2月9日に段十ろうにおいて、スポーツ団体及びスポーツ少年団から意見を伺う予定である。

廣田委員

- ・議会の常任委員会に説明をしたのか。

庭野スポーツ振興課長

- ・総務文教常任委員会が2月10日に予定されており、そこで説明する予定であるが、その前に先ほどの説明会で意見を聞きたいということである。

廣田委員

- ・公民館は、12月の総務文教常任委員会にあり方検討委員会の報告をしていたが、スポーツ推進審議会の内容をまだ議会へ報告していないということか。

庭野スポーツ振興課長

- ・詳細は議会へ未報告であるが、生涯学習課と共に、営利目的の場合の使用料などの概要を報告してある。スポーツ推進審議会の意見等の報告は初めてとなる。

廣田委員

- ・入場料を徴収して利用する場合は、営利ではなくとも3倍にするということで、公民館とは考え方が違うようだがなぜか。

庭野スポーツ振興課長

- ・入場料を徴収する場合というのは、例えば入場チケット代を支払い入場し、興行的なスポーツイベントを見ることなどであり、営利を目的というのは、総合体育館で物販のイベントなどを行う、というのがわかりやすいのではないかと思う。

蔵品教育長

- ・実際に入場料を徴収しているイベントはあるか。

庭野スポーツ振興課長

- ・昨年では、総合体育館で行ったプロバスケットボールのプレシーズンマッチ、また、クロアチアピッチで行ったサッカーなでしこリーグの公式戦が2回あった。入場料を徴収したイベントであったため、使用料の3倍規定を適用した。

廣田委員

- ・入場料を徴収するということは、入場整理券と書かれていても入場料を徴収する場合に3倍となるのか。

庭野スポーツ振興課長

- ・入場料を徴収しないで、入場整理券だけ配布する場合は、3倍規定には当たらない。入場整理券でも入場料を徴収する場合は、3倍の規定を適用する。

庭野委員

- ・陸上競技場で大会を行う際に、市民ではない津南町の子どもは使用料を徴収することになるのか。市内の小学校親善陸上大会は使用料を徴収するのか。

庭野スポーツ振興課長

- ・津南町民の利用は、十日町市民と同じ使用料という対応である。小学校体育連盟の使用は、100%減免になる。使用料減免については、規則で定めており、3月教育委員会定例会で提案する予定である。

(以上の質疑のあと決定した)

⑧ 議案第8号 十日町市松之山高齢者介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例案の承認について

蔵品教育長

- ・議案第8号を上程し、事務局の説明を求めた。

庭野スポーツ振興課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・ゲートボール場ということだが、入場料ではなく会費となると大会などでは参加費を納めることがあると思う。

庭野スポーツ振興課長

- ・参加費については、大会に関わる目的に直接充てられる費用だとすれば適用するものと思う。参加チームが集めるもので、大会には必要ではないものであれば適用しないと思う。

廣田委員

- ・今までは、地元の高齢者が利用する場合は無料であったのか。

鈴木生涯学習課長

- ・松代にもゲートボールの施設があり、会費という規定がある。今までも有料であるが、3倍ではない。

樋口生涯学習課長補佐

- ・参加料は、大会運営をするための経費をチームや選手から徴収するものである。参加費を集めて大会を行う他の種目では、体育館を使用する場合に何倍という規定は適用されていない。入場料は、観客が観覧するために支払っているものと考えの方がわかりやすいと思う。ゲートボール大会での参加費は、自分たちが大会運営をする費用の一部であるということで、営利とは言えないと考える。



廣田委員

- ・他の条例と同じようなことを言っているが、会費とここに出てくると取り扱いが違うのではないかという印象を与える。その違いが何かということを説明できないと困ると思うので、無い方がいいのではないか。

庭野スポーツ振興課長

- ・一つの興行を行うときに、参加費とか入場料という言い方があるが、主催者が大会を運営するうえでの経費のための会費という言葉が使われれば、適用になると思うが、参加者の弁当代など大会運営に直接関係のない経費であれば適用されないと考える。紛らわしい表現ではある。

金澤文化スポーツ部長

- ・松之山地域以外では松代地域でも同様のゲートボール場がある。会費という表現が同じように使われてきたものであり、今回の改正では3倍、5倍ということについて着目して、会費という部分は再検討しておらなかった。会費は、入場料その他という表現に包含されることになるため、修正して議決いただければ、施設を所管している部署にも共有して対応したいと考える。

蔵品教育長

- ・これについては本質的な問題にはならないと考えるので、課題としては認識したうえで、松代の施設の条例と調整しながら、字句の削除については担当課に任せいただき、原案のまま承認をお願いしたい。

(以上の質疑のあと決定した)

⑨ 議案第9号 十日町市郷土文化保存伝習施設条例を廃止する条例案の承認について  
蔵品教育長

- ・議案第9号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

庭野委員

- ・廃止についてはいいと思うが、野村一家が十日町市に来訪したというつながりがもたないないので、別の場所で続けられないか。

廣田委員

- ・建物は解体することになるのか。

鈴木生涯学習課長

- ・解体費の予算は計上している。

蔵品教育長

- ・これについては、松之山公民館の公民館長からの提案であり、地元も承諾していることである。

(以上の質疑のあと決定した)

⑩ 議案第10号 十日町市野外緑地広場条例を廃止する条例案の承認について  
蔵品教育長

- ・議案第10号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・この場所の草刈り等は、どうしていくのか。

金澤文化スポーツ部長

- ・市の土地であり、普通財産として適切に管理していく。

樋口子育て教育部長

- ・忠魂碑がある場所なので、例年慰霊祭は行っている。

(以上の質疑のあと決定した)

⑪ 議案第11号 十日町市青少年問題協議会条例を廃止する条例案の承認について  
蔵品教育長

- ・議案第11号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・協議会を未開催ということは、委員の任期も終わっているということか。

鈴木生涯学習課長

- ・2年任期であり、平成31年3月31日までは委員の委嘱をしていたが、会議は開催していなかった。調査の結果、県内でも9市で会議を未開催ということと4市で条例を廃止している状況であった。当市でもこの度廃止したいということである。

(以上の質疑のあと決定した)

⑫ 議案第12号 十日町市立小学校及び中学校施設等の使用条例の一部を改正する条例案の承認について

蔵品教育長

- ・議案第12号を上程し、事務局の説明を求めた。

樋口子育て教育部長

- ・資料に基づき説明

佐藤委員

- ・松代中学校のグラウンドの照明は、松代地域が了解していることか。

樋口子育て教育部長

- 野球等で夜間の使用していたものが、その後は長く使用が無かったものであり、施設だけ残っていたが老朽化して使用できなくなっていた。照明機器が落下して危険であるということから照明施設は撤去したが、条例が残っていたということである。

(以上の質疑のあと決定した)

## 5 その他

(特になし)

以上で、11時30分に蔵品教育長が閉会を宣言した。

以上の会議録に誤りがないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員

会 議 書 記